

特定非営利活動法人エルマーの会定款

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、特定非営利活動法人 エルマーの会という。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を山口県岩国市三笠町三丁目5番5号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

福祉事業に携わる関係者への事業理解および雇用推進を行うとともに、障害児及び障害者に対する、地域社会の認識と理解を深める事業を行い、住み慣れた地域で共生・共存できる社会に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条

この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (2) 社会教育の推進を図る活動。
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動。
- (4) 子どもの健全育成を図る活動。

(事業)

第5条

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業。
 - ①障害に関する知識の普及、啓蒙事業。
 - ②障害者が地域社会で健全に共生できることを目指した事業。
 - ③地域との共生を目指した就業場及び居住場所に関する事業。
 - ④医療・福祉分野の就業者に対する業界理解促進と、就業を支援する事業。
 - ⑤働く親に対する保育等サービスの理解促進と利用を促す事業。
 - ⑥在宅医療の理解促進と利用を促す事業。

第3章 会員

(種別)

第6条

この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

(2) 賛助会員

この会の主旨に賛同して入会した、財政支援を行う個人及び団体。

(3) ボランティア会員

この会の主旨に賛同して、行事その他に協力して活動を行う個人、もしくは団体。

(入会)

第7条

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条

既納の入会金、会費及びその他の抛出金は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条

この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条

総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条

総会は、以下の事項について議決する

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条

通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条

総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条

総会は、正会員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、出席した正会員の2分の1以上の同意を得ることができる場合はこの限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条

各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条

理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 借入金(その事業年度内の収益を持って償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 事務局の組織及び運営

(5) その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催)

第33条

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条

理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合はこの限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条

各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産構成)

第39条

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区別)

第40条

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備の追加及び更正)

第46条

予算議決後にやむを得ない事由が生じた時は、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条

予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条

この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報及びこの法人のインターネットホームページに掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のインターネットホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	佐原	いづみ
副理事長	松下	美樹
	重中	睦美
理 事	太田	篤志
	亀田	新司
	西本	勢津子
	中濱	良乃
	土谷	悦子
	重永	千穂
監 事	高阪	隆子
	瀬田	志穂
	植松	路子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の既定にかかわらず、成立の日から平成19年の5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の既定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の既定にかかわらず成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、掲げる金額とする。

会費について

(1) 正会員

個人 入会金1000円 月会費1000円

団体 入会金10,000円 年会費30,000円

(2) 賛助会員

年会費3000円 1口以上

賛助会員

1口・・・・①年間行動計画表及び会計報告

2口～4口・①及び年1回の感謝日へ招待

5口以上・・①及び年1回の感謝日へ招待

②誕生月に、子供たちの焼いたケーキを送付。

ボランティア会員・・登録のみ（無料）

1回4時間のボランティアで、交通費1000

円を支給。1日の場合は、交通費に加えて食事を提供。

令和 8 年度事業計画書
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人エルマーの会

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。
- ・障害者の雇用に関する課題の洗い出しを行い、対応策について検討を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① 障害に関 する知識 の普及、 啓蒙事業	・障害のある人に対する地域 住民に向けた理解を深める ための基盤づくりとして、 社会福祉協議会などに現状 課題に対するヒアリング活 動を行う ・地元にある障害者就労リソ ースの開発を行うため、民 間企業からの障害者雇用に 対する課題のヒアリング や、それを解決するための 障害者就労支援事業団体か らのヒアリングを行う	(A) 通年 (B) 岩国市を中心と した地域 (C) 2～3 人	(D) 岩国市の 市民 (E) 不特定多 数	77
② 障害者が 地域社会 で健全に 共生でき ることを 目指した 事業	・県内および県外に存在する 総合支援学校を通じ、障害 者児童に対し、就労にむけ たテレワーク実習等の支援	(A) 年 2 回 (B) 県内および県外 の総合支援学校 (C) 1～3 人	(D) 助言を希 望する総 合支援学 校の児童 生徒 (E) 1～2 団体	28

③ 地域との共生を目指した就業場及び居住場所に関する事業	・ 障害者が自立した生活を送るために必要な情報をウェブサイトを通じて提供する	(A) 通年 (B) 事務所 (C) 1～3 人	(D) 岩国市を中心に、テーマに関心のある一般市民 (E) 不特定多数	76
④ 医療・福祉分野の就業者に対する業界理解促進と、就業を支援する事業	・ 福祉事業に従事する予定、ないしはすでに従事している人に向けた、雇用や就労課題の表出、その整理を行うため、ヒアリング調査を実施する ・ 地域に向け情報発信などの啓発活動をウェブサイトやメールマガジンによって実施する	(A) 通年 (B) 事務所 (C) 1～3 人	(D) 岩国市内で福祉事業に係る市民 (E) 不特定多数	76
⑤ 働く親に対する保育等サービスの理解促進と利用を促す事業	・ 病児保育における利用推進のための認知広報活動をウェブサイトによって実施する	(A) 通年 (B) 事務所 (C) 1～3 人	(D) 岩国市の市民 (E) 不特定多数	76
⑥ 在宅医療の理解促進と利用を促す事業	・ 一般社団法人岩国終活支援センターと連携した在宅療養体制の随時相談の実施	(A) 通年 (B) 事務所 (C) 1～3 人	(D) 岩国市の市民 (E) 不特定多数	40

令和 9 年度事業計画書
令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人エルマーの会

1 事業実施の方針

- ・前年度の活動を踏まえ、以下の事業を引き続き着実に実施する。
- ・地域のイベントへの参加での啓発活動などを実施し、より効果的な活動を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① 障害に関 する知識 の普及、 啓蒙事業	・ 障害のある人に対する地域 住民に向けた理解を深める ための基盤づくりとして、 社会福祉協議会などに現状 課題に対するヒアリング活 動を行う ・ 地元にある障害者就労リソ ースの開発を行うため、民 間企業からの障害者雇用に 対する課題のヒアリング や、それを解決するための 障害者就労支援事業団体か らのヒアリングを行う	(A) 通年 (B) 岩国市を中心と した地域 (C) 2～3 人	(D) 岩国市の 市民 (E) 不特定多 数	77
② 障害者が 地域社会 で健全に 共生でき ることを 目指した 事業	・ 県内および県外に存在する 総合支援学校を通じ、障害 者児童に対し、就労にむけ たテレワーク実習等の支援	(A) 年 3 回 (B) 県内および県外 の総合支援学校 (C) 1～3 人	(D) 助言を希 望する総 合支援学 校の児童 生徒 (E) 2～3 団体	31

③ 地域との共生を目指した就業場及び居住場所に関する事業	・ 障害者が自立した生活を送るために必要な情報をウェブサイトを通じて提供する	(A) 通年 (B) 事務所 (C) 1～3 人	(D) 岩国市を中心に、テーマに関心のある一般市民 (E) 不特定多数	76
④ 医療・福祉分野の就業者に対する業界理解促進と、就業を支援する事業	・ 福祉事業に従事する予定、ないしはすでに従事している人に向けた、雇用や就労課題の表出、その整理を行うため、ヒアリング調査を実施する ・ 地域に向け情報発信などの啓発活動をウェブサイトやメールマガジンによって実施する	(A) 通年 (B) 事務所 (C) 1～3 人	(D) 岩国市内で福祉事業に係る市民 (E) 不特定多数	76
⑤ 働く親に対する保育等サービスの理解促進と利用を促す事業	・ 病児保育における利用推進のための認知広報活動をウェブサイトや地域イベント等で実施する	(A) 通年 (B) 事務所・岩国市のイベント会場 (C) 1～3 人	(D) 岩国市の市民 (E) 不特定多数	77
⑥ 在宅医療の理解促進と利用を促す事業	・ 一般社団法人岩国終活支援センターと連携した在宅療養体制の随時相談の実施	(A) 通年 (B) 事務所 (C) 1～3 人	(D) 岩国市の市民 (E) 不特定多数	40

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人エルマーの会
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費		150,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金		500,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金		0	
4 事業収益		0	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			650,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
地代家賃	270,000		
減価償却費	93,500		
旅費交通費	7,000		
消耗品費	0		
雑費	2,500		
その他経費計	373,000		
事業費計		373,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
租税公課	1,050		
地代家賃	270,000		
減価償却費	93,500		
通信運搬費	0		
雑費	2,500		
その他経費計	367,050		
管理費計		367,050	
経常費用計			740,050
当期正味財産増減額			-90,050
前期繰越正味財産額			298,000
次期繰越正味財産額			207,950

令和9年度 活動予算書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
特定非営利活動法人エルマーの会
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費		200,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金		500,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金		0	
4 事業収益		0	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			700,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
地代家賃	270,000		
減価償却費	93,500		
旅費交通費	11,000		
消耗品費	0		
雑費	2,500		
その他経費計	377,000		
事業費計		377,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
租税公課	1,050		
地代家賃	270,000		
減価償却費	93,500		
通信運搬費	0		
雑費	2,500		
その他経費計	367,050		
管理費計		367,050	
経常費用計			744,050
当期正味財産増減額			-44,050
前期繰越正味財産額			207,950
次期繰越正味財産額			163,900